

(別表)

ケアハウス豊寿 利用料金表

令和6年6月1日 現在

対象収入による階層区分		サービスの 提供に要する 費用	生活費	居住に 要する費用	共同生活室 光熱水費	利用料合計 (5～9月)	利用料合計 (10～4月) ※暖房費加算 8250円を含む
1	1,500,000 以下	10,000	46,324	36,000	6,000	98,324	106,574
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000	46,324	36,000	6,000	101,324	109,574
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000	46,324	36,000	6,000	104,324	112,574
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000	46,324	36,000	6,000	107,324	115,574
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	46,324	36,000	6,000	110,324	118,574
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000	46,324	36,000	6,000	113,324	121,574
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000	46,324	36,000	6,000	118,324	126,574
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000	46,324	36,000	6,000	123,324	131,574
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000	46,324	36,000	6,000	128,324	136,574
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000	46,324	36,000	6,000	133,324	141,574
11	2,400,001 ～ 2,500,000	52,000	46,324	36,000	6,000	140,324	148,574
12	2,500,001 ～ 2,600,000	59,000	46,324	36,000	6,000	147,324	155,574
13	2,600,001 ～ 2,700,000	66,000	46,324	36,000	6,000	154,324	162,574
14	2,700,001 ～ 2,800,000	全額(70,700)	46,324	36,000	6,000	159,024	167,274
15	2,800,001 ～ 2,900,000						
16	2,900,001 ～ 3,000,000						
17	3,000,001 ～ 3,100,000						
18	3,100,001 以上						

・サービスの提供に要する費用につきましては、ご入居者の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金は上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別に電力会社との契約となり、メーターで計測し、基本料金・使用料をお支払い頂きます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は、上表により求められた額とします。但し、その額が当施設におけるサービスの提供に要する費用を超える時は、当施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。

なお、令和6年4月時点の当施設におけるサービスの提供に要する費用(月額)は70,200円です。

※ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)となります。
(上記表から算定すると、7,000円になります。)

※この料金表は、106号室、206号室、215号室、306号室、315号室以外の居室をご利用される場合に適応いたします。

なお、上記居室をご利用される場合の居住に要する費用は39,000円となっております。